

表-4 成分検査項目表

項目	種類	燃え殻	汚泥 (埋立)	汚泥 (焼却)	廃油	鉱さい	ばいじん	自動車等 破砕物	備考
一般	pH	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	1) 表中の記号の説明。 ▲ 抽出試験 ◆ 含有量試験 ● 溶出試験 ※必須項目は黒塗 任意項目は白抜き
	熱しゃく減量	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	n-ヘキサン抽出物質	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	含水率 (水分含有率)	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	COD	●	●		●	●	●	●	
	窒素	●	●	◇	●	●	●	●	
	低位発熱量			◆					
有害項目	カドミウム又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	2) 産業廃棄物を処分するために 処理したもの(13号廃棄物)は、 処理以前の産業廃棄物の種類 における項目。
	鉛又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	六価クロム化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	砒素又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	セレン又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	3) 混合廃棄物については、含ま れる産業廃棄物の種類におけ るすべての項目。
	水銀又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	アルキル水銀化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	シアン化合物		●	●	●			●	4) アルキル水銀については、水 銀又はその化合物が検出され たものに限る。
	有機燐化合物		●	●	●			●	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		●	●	●			●	
	(有機溶剤系)								5) 任意項目の成分検査実施の有 無については、発生工程・使 用薬剤等を考慮し事業団が決 定する。 6) 汚泥(焼却)は、関係法令に より指定される施設から発生 する廃棄物である場合、有害 項目を除く。
	トリクロロエチレン		○	○	●			●	
	テトラクロロエチレン		○	○	●			●	
ジクロロメタン		○	○	●			●		
四塩化炭素		○	○	●			●		
1, 2-ジクロロエタン		○	○	●			●		
1, 1-ジクロロエチレン		○	○	●			●		
シス-1, 2-ジクロロエチレン		○	○	●			●		
1, 1, 1-トリクロロエタン		○	○	●			●		
1, 1, 2-トリクロロエタン		○	○	●			●		
1, 3-ジクロロプロペン		○	○	●			●		
ベンゼン		○	○	●			●		
1, 4-ジオキサン	○	○	○	●		○	●		
(農薬系)									
チウラム		○	○						
シマジン		○	○						
チオベンカルブ		○	○						
ダイオキシン類	◇	◇	◇			◆			
水銀又はその化合物 (含有量)	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		

注) 産業廃棄物の発生工程等により、上記表-4の対象となっていない成分検査項目を実施する場合があります。